

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

公 告	ページ
○土地改良区役員の就退任届 (農村振興課)	561
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	562

公 安 委 員 会	
○駐車監視員資格者講習の実施	562

公 告

京都市東山土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 7 年 8 月 15 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市山科区上花山講田町39	林 伸 行
〃 〃 西野山桜ノ馬場町100の2	奥 村 健
〃 〃 西野様子見町52の2	北 口 雅 博
〃 伏見区小栗栖牛ヶ淵町3	幡 山 哲 郎
〃 山科区栗栖野狐塚4の8	杉 村 雅 夫
〃 〃 川田御出町26	駒 井 備 教
〃 〃 勧修寺北大日町168	西 川 文 雄

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市山科区西野山射庭ノ上町156	小 林 陽 三
〃 〃 柳辻封シ川町36	寺 田 健 三
〃 〃 北花山河原町3の1	上 田 修 一

京都市山科区小野御所ノ内町1の298	菅 谷 寛 志
--------------------	---------

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市山科区上花山講田町39	林 伸 行
〃 伏見区小栗栖牛ヶ淵町3	幡 山 哲 郎
〃 山科区西野左義長町12	西 岡 達 雄
〃 〃 西野山射庭ノ上町127の2	長谷川 喜 一
〃 〃 栗栖野狐塚4の8	杉 村 雅 夫
〃 〃 勧修寺東北出町24	杵 野 良 信
〃 〃 西野岸ノ下町64の21	中 村 進

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市山科区柳辻封シ川町36	寺 田 健 三
〃 〃 北花山河原町3の1	上 田 修 一
〃 〃 西野山桜ノ馬場町54	奥 村 正 行
〃 〃 小野御所ノ内町1の298	菅 谷 寛 志

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 7 年 8 月 15 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市広野町桐生谷21、21の 2、22の 1、25の 1、25の 3、25の29、25の36の一部、25の37
（関連区域）
宇治市広野町桐生谷18の 1 の一部、21の 1 の一部、22の13の一部、24の 1 の一部、25の22の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
久世郡久御山町佐山初池33の 4
株式会社京都住宅建設

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第130号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第 1 項第 1 号イに規定する駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 7 年 8 月 15 日

京都府公安委員会

委員長 在 田 正 秀

1 講習の期日

講習（駐車監視員資格者講習修了考査（以下「修了考査」という。）を含む。）の期日については、次の表のとおりとする。

実 施 日	
講 習 の 期 日	令和 7 年 10 月 18 日（土）及び令和 7 年 10 月 19 日（日）の 2 日間
修了考査の期日	令和 7 年 10 月 26 日（日）

備考 1 講習は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 修了考査は、午前 10 時から午前 11 時までとする。

2 講習の場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
京都府警察本部 本館 1 階 聴聞会場

3 講習の定員

おおむね 20 人

4 受講手続

(1) 申込受付期間

令和 7 年 8 月 18 日（月）から令和 7 年 9 月 19 日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。受付時間は、

午前 9 時から午後 3 時 45 分までとする。）とする。

なお、受講申込者が 3 の定員に達したときは、締め切るものとする。

(2) 申込受付場所

京都府内の各警察署交通課

(3) 必要書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、令和 7 年 8 月 18 日（月）から令和 7 年 9 月 19 日（金）までの間、京都府内の各警察署において交付するほか、京都府警察ホームページからダウンロードすることができる。

イ 写真（受講申込書提出の前日 6 箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもの） 1 枚

(4) 申込方法

本籍（外国人にあっては、国籍等）、住所、氏名及び生年月日を記載した受講申込書を(2)の申込受付場所に提出すること。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

駐車監視員資格者講習 20,000 円

(2) 納付方法

受講申込書の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

6 携行品

(1) 駐車監視員資格者講習受講票（講習の期日までに、受講申込書に記載の住所宛てに郵送する。）

(2) 筆記用具

(3) 講習用テキスト（講習の初日に配布する。）

7 合格発表

後日、受講者全員に対し、可否の結果を郵送して通知する。

なお、合格者には、駐車監視員資格者講習修了証明書書を併せて郵送する。

8 駐車監視員資格者証の交付申請手続

駐車監視員資格者証の交付申請手続については、合格者に対し、その要領を郵送して教示する。ただし、講習の課程を修了しても、道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 2 号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

9 問合せ先

京都府警察本部交通部交通指導課駐車管理センター
電話 075-451-9111 内線 5305、5276